

計画書

釜石都市計画被災市街地復興推進地域の決定(釜石市決定)

都市計画鵜住居地区被災市街地復興推進地域を次のように決定する。

名 称	鵜住居地区被災市街地復興推進地域
位 置	釜石市鵜住居町第11地割、第12地割、第13地割、 第14地割、第15地割、第16地割、第17地割、第23地割、 第24地割、第25地割、第28地割の各一部 釜石市片岸町第1地割、第2地割、第3地割、第4地割、 第8地割、第9地割の各一部
面 積	約82. 2ha
緊急かつ健全な復興を図るための市街地の整備改善の方針	当地区では、土地区画整理事業等により、地域の安全性と利便性に配慮した道路網の構築、公共公益施設用地、避難場所等の適正な配置を行い、災害に強い健全で良好な市街地の形成を図る。
被災市街地復興特別措置法第7条の規定による制限が行われる期間満了の日	平成25年3月10日

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

本地域は、東日本大震災により地域内の建物の大部分が壊滅的な被害を受けており、早期の復興が必要である。

このことから、安全で災害に強い市街地整備を実現するため、本案のように決定する。